

社会福祉法人つばさ会役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条

この規程は社会福祉法人つばさ会（以下「この法人」という。）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の受ける手当及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬及び費用弁償の金額)

第2条

役員等が職務により理事会、評議員会、その他の会議に出席したときは、報酬として1回5,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員等が遠隔地から前項の会議に出席するため特別の経費を要する場合には、この法人の旅費規程に定める基準に従い、その費用を支給することができる。

3 1項の規定の1回目（年度初め）の報酬に会社役員賠償責任保険の会社訴訟補償特約部分（評議員選任・解任委員会委員を除く役員の人割り）を載せて支給する。

4 理事及び監事に対して各年度の報酬の総額が60万円を超えない範囲で支給することができる。

(支給方法)

第3条

前条の報酬及び費用弁償は、役員等が前条第1項の会議に出席する都度、現金又は本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改廃)

第4条

この規程の改廃は、評議会の決議を経て行う。

(委任)

第5条

この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は平成23年10月21日から施行する。

平成29年3月22日 第1条 1項改定、 第2条 1項改定・ 3項追加

平成29年6月13日 第2条 項目名改定 第3条 1項改定 第4条 1項改定

第5条 1項改定

平成30年6月13日 第2条 4項追加